

厚生労働大臣
上 野 賢 一 郎 様
経済産業大臣
赤 澤 亮 正 様

民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与に関する要望

火葬場は、地域住民にとって必要不可欠な公共インフラであり、その安定的かつ継続的な運営の確保は、公衆衛生及び公共の福祉の観点から極めて重要である。東京都においては、将来的な死亡者数の増加を見据えると、更に火葬待ち日数が延長することが見込まれることから、将来にわたって安定的な火葬体制の確保に向けて取り組む必要がある。

火葬場の経営主体について、国は、昭和46年5月14日付環衛第78号「墓地等の経営について」において、火葬場の経営の許可は「原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難しい事情がある場合であつても宗教法人、公益法人等に限り与えることとされてきたが、今後ともこれにより厳しく処理されるよう」通知している。現在、火葬場を経営している民間事業者は、法施行前から火葬場経営を担ってきた歴史的経緯があり、法施行時に附則第26条の規定により火葬場の経営の許可をうけたものとみなされたことから、法施行後も特別に許可を与えられているものである。

火葬場は、公共的施設であり、安定的かつ継続的な運営がなされるために原則として市町村等の地方公共団体でなければならないという国の考え方に則れば、現行法下において、特別に許可を与えているに過ぎない民間火葬場の経営管理に対して、監督官庁である特別区等が、実質的な関与ができない現状は、法制度面で大きな課題があると言わざるを得ない。

例えば、現行制度は、主として施設の設置・変更・廃止の際や、事後的な監督を想定した枠組みとなっており、既に許可を受けた民間火葬場について、事業者の判断で火葬能力、運営体制、受入方針、料金改定を前提とする事業計画等、重要な経営方針が変更される場合、その内容を監督官庁が事前に把握し、必要に応じて関与する仕組みは、設けられていない。

また、民間火葬場は、買収等により実質的な経営主体が変更されることが考えられる。その場合、火葬場を経営する事業者が変更されたものと同視できるにもかかわらず、現行法では許可を要しないことから、公共インフラの経営者として相応しいかなどを監督官庁が事前に確認できる仕組みとなっていない。

火葬場の公共性を確保するためには、料金等への対応に限らず、その前提となる重要な経営方針の変更や実質的な経営主体の変更に際して、監督官庁が事前に把握し、必要に応じて関与できる仕組みが不可欠である。

国におかれては、地域の火葬需要への対応又は住民生活に支障が生ずることのないよう、民間火葬場の重要な経営方針の変更等に関する監督官庁の事前関与の在り方について、所要の制度整備を行うよう要望する。

記

1. 支配株主の変更等により、実質的に民間火葬場の経営権に変更が生じる場合、あらかじめ監督官庁の許可又は承認を要する仕組みについて、昭和 46 年通知の趣旨を踏まえ、法上明確に規定すること
2. 民間火葬場において、火葬能力、設備投資、運営体制、受入方針その他火葬場の運営に関する重要な影響を及ぼす経営方針の変更により、地域の火葬需要又は住民の利用に影響を生ずるおそれがある場合、監督官庁への事前協議の上届出を要する旨を、法上明確に規定すること
3. 前項の事前協議があった場合、当該変更が火葬場の公共性、安定的かつ継続的な運営の確保又は地域住民の利益に重大な支障を生ずるおそれがあると認められるときは、監督官庁が、必要な助言、指導、報告徴収又は計画の見直しの求めを行うことができる制度を整備すること
4. 前 3 項の制度運用に当たっては、国において、ガイドライン等を策定すること

令和 8 年 6 月 3 日

特別区長会会長

吉 住 健 一

東京都知事

小 池 百 合 子